

通帳アプリ専用定期預金に関する特約

柏崎信用金庫

1. (定期預金の種類)

この定期預金は、1年もしくは6ヵ月の「自由金利型定期預金M型（スーパー定期預金）」（自動継続式）とします。

2. (取扱開始)

令和5年12月1日（金）から

3. (定期預金作成可能時間)

月曜日から金曜日 0：00～24：00

土曜日 0：00～22：00

日曜日 8：00～24：00

4. (対象者)

対象者は以下を必須条件とします。

- ・18歳以上で「通帳レス口座」をお持ちの方（個人・個人事業主）
- ・本人確認がお済みの方

5. (預入金額)

1回の預入金額は10万円以上900万円以下で、契約口数は問いません。

(限度額なし)

6. (適用金利)

定期預金の利率は、店頭表示金利の2倍となります。

(令和5年12月1日現在 年0.004%)

但し、金利情勢等に応じて見直す場合がございます。

7. (税区分)

源泉分離課税となりますので、お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。

(注) 2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

(注) マル優（少額貯蓄非課税制度）はご利用いただけません。

8. (注意事項)

- ・通帳アプリ専用定期預金を作成される前に必ず普通預金残高をご確認ください。
万が一、残高を超えて操作されますと、お客様のご利用状況により貸越金のお利息が発生しますのでご留意願います。
貸越につきましては、「総合口座（無利息型総合口座を含む）取引規定」をご確認ください。
- ・通帳アプリに「取消機能」はございません。総合口座担保定期の「新約取消」・「解約取消」はできませんので、取り消す場合は、ご来店いただく必要があります。
- ・既に総合口座に組入済みの定期預金を通帳アプリに移行する場合は、金利上乘せにはならず現在適用されている金利が適用されます。
- ・通帳アプリ専用定期預金の保有者が、アプリ通帳から紙通帳に切替する場合は、当該定期預金の解約が必要です。
- ・通帳アプリ専用定期預金のみを紙証書に切替する場合には、当該定期預金を一度解約いただき、改めて窓口にてお手続きいただくこととなります。

9. (特約の変更)

この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

10. (その他)

この特約に定めのない事項につきましては、当金庫ホームページ掲載の「定期預金共通規定」および「自由金利型定期預金（M型）規定」（スーパー定期）が適用されるものとします。

以上

(令和5年12月1日)